

## 議案第42号

### 財産の処分について

下記のとおり財産を処分したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出

若狭町長 渡辺 英朗

### 記

#### 1 財産の表示

財産	施設名称	所在地	面積	処分の方法
建物	田上コミュニティセンター	若狭町田上 第18号32番地3	199.00平方メートル	無償譲渡

2 処分先 福井県三方上中郡若狭町田上 田上区

3 譲渡日 令和8年4月1日

#### 提案理由

田上コミュニティセンターを田上区に譲渡したいので、この案を提出する。